

京 都 大 学 優 秀 女 性 研 究 者 表 彰 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1 この要項は、優れた研究成果を挙げた京都大学（以下「本学」という。）の若手女性研究者を顕彰することによりその研究意欲を高め、もって将来の学術研究を担う優秀な女性研究者の育成及びこれによる男女共同参画の促進等に資するため、京都大学優秀女性研究者賞を創設するとともに、その表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2 表彰は、本学に所属する40歳未満の若手女性研究者（博士課程（後期3年の課程又はこれに相当する課程に限る。）に在学する者を含む。）で、<u>国内又は国外において学術上優れた研究成果を挙げたと認められる者</u>に対して行うものとする。</p> <p>(推薦)</p> <p>第3 <u>本学の教職員は、第2に該当すると認める者を推薦することができる。</u></p> <p>2 前項の<u>推薦</u>に関し必要な事項は、研究担当の理事（以下「担当理事」という。）が定める。 （優秀女性研究者賞選考委員会）</p> <p>第4 <u>京都大学優秀女性研究者賞</u>の選考を行うため、本学に優秀女性研究者賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、<u>第3第1項の規定により推薦のあった者</u>について選考を行うものとする。</p> <p>3～5 （略） （中 略） （表彰）</p> <p>第9 表彰は、総長が表彰状を授与することにより行う。</p> <p>2 前項の表彰状にあわせて、<u>記念品を贈呈するもの</u>とする。 （後 略）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この要項は、優れた研究成果を挙げた京都大学（以下「本学」という。）の若手女性研究者を顕彰することによりその研究意欲を高め、もって将来の学術研究を担う優秀な女性研究者の育成及びこれによる男女共同参画の促進等に資するため、<u>京都大学優秀女性研究者賞（以下「優秀女性研究者賞」という。）及び京都大学優秀女性研究者奨励賞（以下「奨励賞」という。）</u>を創設するとともに、その表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2 表彰は、本学に所属する<u>原則</u>40歳未満の若手女性研究者（博士課程（後期3年の課程又はこれに相当する課程に限る。）に在学する者を含む。）で、次の各号に掲げる賞の区分に応じて、<u>当該各号に定める者</u>に対して行うものとする。</p> <p>(1) <u>優秀女性研究者賞 国内又は国外において学術上優れた研究成果を挙げたと認められる者</u></p> <p>(2) <u>奨励賞 国内又は国外において学術上優れた研究成果を挙げることが期待されると認められる者</u></p> <p>(公募)</p> <p>第3 <u>優秀女性研究者賞選考委員会（第4に定める委員会をいう。）</u>は、表彰を行おうとするときは、<u>候補者を公募するもの</u>とする。</p> <p>2 前項の<u>公募</u>に関し必要な事項は、研究担当の理事（以下「担当理事」という。）が定める。 （優秀女性研究者賞選考委員会）</p> <p>第4 <u>優秀女性研究者賞及び奨励賞</u>の選考を行うため、本学に優秀女性研究者賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、<u>第3第1項による公募により応募のあった者</u>について選考を行うものとする。</p> <p>3～5 （同 左）</p> <p>(表彰)</p> <p>第9 （同 左）</p> <p>2 前項の表彰状にあわせて、<u>副賞を授与するもの</u>とする。</p> <p>附 則 この要項は、平成25年10月9日から実施する。</p>